第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のフルフェノクスロンの項の次に次のように加える。

フルフェンピルエチル	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.01ppm
	ささげ	0.01ppm
	えだまめ	0.01ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のプロヒドロジャスモンの項の次に次のように加える。

プロピリスルフロン	米	0.05ppm
	魚介類	0.02ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のプロクロラズ塩の項の次に次のように加える。

プロポキシカルバゾン	小麦	0.02ppm
	牛の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
	牛の脂肪	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
	牛の肝臓	0.3ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
	牛の腎臓	0.3ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3ppm
	牛の食用部分	0.3ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3ppm
	乳	0.03ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のホスチアゼートの項の次に次のように加える。

ホスホマイシン	牛の筋肉	0.5ppm
	牛の脂肪	0.5ppm
	牛の肝臓	0.5ppm
	牛の腎臓	0.5ppm
	牛の食用部分	0.5ppm
	乳	0.05ppm
	魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.05ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のメトキシフェノジドの項中「ブロッコリー　3ppm」を「ブロッコリー　5ppm」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目に次のように加える。

(11)　(3)から(10)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の後段中「(8)まで」を「(9)まで」に改め、同目の(1)の表のケトプロフェンの項、パクロブトラゾールの項、フルフェンピルエチルの項、プロポキシカルバゾンの項及びホスホマイシンの項を削り、同目に次のように加える。

(9)　(3)から(8)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルの微小繊維状セルロースの目の次に次の二目を加える。

ぺクロリジン

ぺロリジン